

る弁護士であった者、弁護士・外国法事務
弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護
士若しくは外国法事務弁護士若しくは社員
たる弁護士若しくは外国法事務弁護士であ
った者又は弁護士

ロ 受入先弁護士法人等である弁護士法人若
しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人
又は弁護士の共同事業弁護士等若しくは共
同事業弁護士等であった者又は外国法共同
事業外国法事務弁護士等若しくは外国法共
同事業外国法事務弁護士等であった者

七 弁護士職務従事職員の弁護士職務経験が、
法の規定に適合しなくなった場合又は当該弁
護士職務従事職員に係る取決めに反すること
となった場合

(弁護士職務従事職員の保有する官職)

第五条 弁護士職務従事職員は、弁護士職務経験
を開始した時に占めていた官職を保有するもの
とする。ただし、当該弁護士職務経験を開始し
た後に異動した場合には、その異動した官職を
保有するものとする。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって
補充することを妨げるものではない。

(弁護士職務経験に係る人事異動通知書の交付)
第六条 法務大臣は、次に掲げる場合には、弁護
士職務従事職員に対して、人事院規則八一―二
(職員の任免)第八十条第一項の規定による人
事異動通知書を交付しなければならない。

一 弁護士職務経験を開始した場合
二 弁護士職務従事職員の弁護士職務従事期間
を延長した場合

三 弁護士職務従事期間の満了により弁護士職
務経験が終了した場合

四 弁護士職務経験を終了させた場合

附 則

この省令は、法附則第一項本文に基づいて政
令で定める日から施行する。ただし、第二条及
び第三条の規定は、法附則第一項第二号に基づ
いて政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月二七日法務省令
第四〇号)

この省令は、外国弁護士による法律事務の取
扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律
の施行の日(令和四年十一月一日)から施行す
る。